

事 務 連 絡

平成24年10月17日

各 施 設 長 様

富士見市健康福祉部高齢者福祉課

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の利用に係
る運用留意点について

日頃より介護保険事業運営に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般当市における地域密着型サービス事業所の計画的な整備が進んでいることに伴い、地域密着型介護老人福祉施設並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に際しその取扱について一元化を図るため、運用の留意点を別紙のように定めましたので通知します。

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型 共同生活介護の利用に係る運用留意点

1 運用の原則

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため提供されるものであることから、当該趣旨を理解し運用していくことを原則とする。

2 留意点

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護等（以下「小規模特養等」という。）を利用する場合には、上記の原則を鑑み、富士見市に生活実態がある被保険者であることが条件となると考える。

しかしながら、生活実態の必要期間等を定め、それを満たしていないことを理由に小規模特養等のサービス提供を拒否することは現在の法令等において不可能である。

については、入所申込等の際に次の条件を満たしていることは最低限必要な事項であることに留意し、運用すること。

また、入所判定について疑義等がある場合については、保険者と協議の上、利用開始すること。

条件： 申込時点で富士見市の被保険者である。

捕捉： 入所申込等の際に被保険者証を確認することで判断する。

不適切な例

- ・ 他市町村の被保険者が他市町村での資格を保有したまま、入所申込を行う。
- ・ 他市町村の被保険者が直接小規模特養等に住所を移転する。

3 事業者の責務

事業者は、小規模特養等の利用希望者に対し、十分に地域密着型サービスの趣旨を説明し、適正な入所判定を行うものとする。

なお、入所判定基準の中に生活実態の期間等を定め、長期間生活実態のある方を優先する等の対応は可能であると判断する。